

大阪市告示第1043号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和8年7月31日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開館

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 旭屋内プール 水泳場	令和8年8月4日（火）	午前8時30分から 正午まで
	令和8年8月18日（火）	

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 旭屋内プール 水泳場 トレーニング場	令和8年8月3日（月）	午前9時から 午後9時30分まで
	令和8年8月10日（月）から 同月11日（火）まで	
	令和8年8月13日（木）から 同月14日（金）まで	
	令和8年8月17日（月）	
	令和8年8月24日（月）	
	令和8年8月26日（水）から 同月28日（金）まで	
	令和8年8月31日（月）	
大阪市立 旭屋内プール 水泳場	令和8年8月5日（水）から 同月7日（金）まで	午前8時30分から 午後9時30分まで

	令和 8 年 8 月 19 日（水）から 同月 21 日（金）まで	
大阪市立 旭屋内プール トレーニング場	令和 8 年 8 月 5 日（水）から 同月 7 日（金）まで	午前 9 時から
	令和 8 年 8 月 19 日（水）から 同月 21 日（金）まで	午後 9 時 30 分まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）